

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	1 国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、資格管理、保険料の賦課徴収及び保険給付事業等を行っている。 2 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 (1) 国保の資格管理、給付事務 (2) 保険料の賦課・徴収 (3) 保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークと連携して、情報照会を行う。 3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 国保連合会システム(国保総合(国保集約)システム、KDBシステム、特定健診等データ管理システム) 3 中間サーバー 4 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
1 資格情報ファイル 2 賦課情報ファイル 3 収納情報ファイル 4 滞納情報ファイル 5 宛名管理ファイル 6 給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第44の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1, 2, 3, 5, 6, 13, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 141, 158の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69, 70, 71の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条、第72条、第73条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部国保年金課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2220
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、マイナンバー照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認をしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の審査・保管・廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類の持ち出しを制限するとともに、保管にあたっては書棚において適正に管理している。また、特定個人情報を含む情報を外部記録媒体に保存及び持ち出しをしないことを徹底している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	大滝 淳一	佐山 孝	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	IIしきい値判断項目 2対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	IIしきい値判断項目 2対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第42、43、44、45の項 主務省令②第25、26条	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第42、43、44、45の項 主務省令②第25、第25条の2、26条	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	佐山 孝	栗林 順子	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	栗林 順子	課長	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	IVリスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月3日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月3日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、資格管理、保険料の賦課徴収及び保険給付事業等を行っている。 2 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 (1) 国保の資格管理、給付事務 (2) 保険料の賦課・徴収 (3) 保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークと連携して、情報照会を行う。	1 国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、資格管理、保険料の賦課徴収及び保険給付事業等を行っている。 2 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 (1) 国保の資格管理、給付事務 (2) 保険料の賦課・徴収 (3) 保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークと連携して、情報照会を行う。 3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第30の項 主務省令①第24条	番号法別表第1第30の項 主務省令①第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第42、43、44、45の項 主務省令②第25、第25条の2、26条	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第42、43、44、45の項 主務省令②第25、第25条の2、26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第42、43、44、45の項 主務省令②第25、第25条の2、26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) 番号法別表第2の1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106、120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第42、43、44、45の項 主務省令②第25、第25条の2、26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第5号) 「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第7号) 「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和6年／デジタル庁／総務省令第9号)	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第30の項 主務省令①第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法別表第44の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2の1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106、120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2の42、43、44、45の項 主務省令②第25、第25条の2、26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) 主務省令②第2条の表第1、2、3、5、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158の項 (情報照会の根拠) 主務省令②第2条の表第69、70、71の項 主務省令②第71条、第72条、第73条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、マイナンバー照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認をしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の審査・保管・廃棄	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		特定個人情報を含む書類の持ち出しを制限するとともに、保管にあたっては書棚において適正に管理している。また、特定個人情報を含む情報を外部記録媒体に保存及び持ち出しをしないことを徹底している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更にあたらない項目